

身近な地域で「おたっしや教室」を始めませんか？ 「おたっしや教室」の開催をサポートします！

足腰が弱ってきた「つまずくことが多くなった」：「このようなことはありませんか？介護が必要となる原因の第4位は「転倒」です。加齢や運動不足により筋力が低下すると、つまずきやすくなり、転びそうになつた時にバランスを保てなくなりやすくなります。しかし、適度に筋肉を使っていることで、ある程度機能を回復することができます。

日野町社会福祉協議会では、身近な地域で仲間づくりをしながら運動を中心とした介護予防の場である、「おたっしや教室」に取り組まれるグループの教室開催を支援しています。

地域の人と一緒に「おたっしや教室」を始めませんか？

毎週のおたっしや教室が生活の楽しみになっています



一人では続けられないけど、みんなと一緒に楽しく体操できます



少人数からでも始められます



おたっしや教室開催支援について
毎週1回、全12回の教室に取り組んでいただきます。

主な支援内容

- ・運動指導士による体操・体力測定
- ・管理栄養士や歯科衛生士によるお話など

場所

- ・各々の会議所など

日時

- ・週1回 午後1時30分～3時

対象者

- ・概ね60歳以上の方

問い合わせ先 ◆ 日野町社会福祉協議会 ☎0748-52-1219

日野町役場長寿福祉課(地域包括支援センター) ☎0748-52-6001

介護保険負担割合証を送付しました

7月に、要介護(要支援)認定を受けている方全員に「介護保険負担割合証」を送付しました。

介護保険負担割合証には、介護保険のサービスを利用した際の利用者負担の割合が記載されています。

利用者負担は、1割または2割です(一定以上の所得のある方は2割負担となります)ので、お手元に届きましたら、負担割合や適用期間などの記載事項をご確認ください。

介護サービスの事業者は、この介護保険負担割合証をもとに、利用者の負担割合を確認されますので、介護サービスを利用するときは、必ずサービス事業者へご提示ください。

介護保険負担割合証	
交付年月日	平成 ××年×月×日
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	滋賀県蒲生郡日野町○○番地
フリガナ	ヒノ タロウ
氏名	日野 太郎
生年月日	昭和△△年○月×日 性別
利用者負担割合	適用期間
○割	開始年月日 平成××年×月×日 終了年月日
○割	開始年月日 平成○○年○月○日 終了年月日
保険者番号並びに保険者名称及び印	2 5 3 8 3 1 滋賀県蒲生郡日野町 河原一丁目1番地 日野町

「ご自身の負担割合(1割または2割)が記載されています。」

※負担割合証は、白色です。

問い合わせ先 ◆ 長寿福祉課 高齢者福祉介護担当 ☎0748-52-6501

架空請求に「用心」!

自分が支払うべき請求なのか冷静に判断しましょう。

利用していない「出会い系サイト・アダルト番組情報料」、借りた覚えのない「借金」、未払いの利用していない「講座受講料」「レンタル料」「サイト登録料」などを請求されたという相談が、全国各地で多く寄せられています。これらは、請求を受けた人や家族に連絡させ、だまして請求額を振り込ませることを狙ったものです。

身に覚えのない請求を受けたときは…

「絶対に支払ってはダメ、無視すること!」

「不安」や「関わりたくない」という思いから一度でも払ってしまうと、「だまされやすい人」として次々と同じ手口の請求が続きます。

◎連絡するよう書いてあっても決して連絡をとらないこと

連絡することによって動揺していると判断され、執拗に請求が繰り返されることも多いようです。

また、今知られている以上の個人情報を知られてしまい、請求がエスカレートする可能性があります。

◎電話で請求を受けたら…

「支払いません」とはっきり拒否し、すぐに電話を切りましょう。住所・氏

名・勤務先などの個人情報も絶対に言わないようにしましょう。

◎警察にも相談をしましょう

悪質な取り立て(脅迫等)や、請求されるまま支払ってしまった場合などは警察にも相談しましょう。

「こんなときには請求の無効を主張できます!」

①有料だと知らずに使ってしまった

「無料ポイント分は使った」や「規約を読まずに利用したが、後日確認すると「有料」と書いてあった」場合は、まず請求先は自分が利用したサイトか確認しましょう。

・無料分しか使用していなければ支払う必要はありません。き然と支払いを拒否しましょう。

・規約にしっかりと料金が明示されていたのなら支払いは拒否できないと思われま。しかし、「フリックすれば有料の申し込みになることを明確に表示」などの措置を講じていない場合は、錯誤による無効を主張できます。(電子消費者契約法)

②「債権回収事業者」と名乗るところから請求

いきなり債権譲渡を受けたというところからの借金返済請求はあり

ません。(事前に債権者から、「〇〇に債権を譲渡します」という通知を受けていない請求は、正当な請求とは言えません)

・有料サイト利用料等は債権回収会社による回収はできません。債権回収会社が回収できるのは「特定金銭債権(金融機関等の貸し付け債権)」に限られており、有料サイト等の利用料は該当しません。

消費生活の豆知識

◎契約の成立は一般に、申し込みと承諾の意思表示が合致したときに成立します。ただし、言葉による申し込みや契約書作成がなくても、受け取った商品を使用したり、代金の請求を受けて一部を支払ったりした場合は、契約を認めたものと判断されるので、注意が必要です。

◎契約が成立しても、契約の当事者の判断能力の欠如、契約内容が著しく不当なときは、契約そのものを「無効」とできる場合があります。

契約締結する時に詐欺や強迫、申し込みの意思に誤認や困惑があった場合には契約の「取消」ができます。

問い合わせ先 ◆ 住民課 生活環境交通担当 消費生活相談窓口 ☎0748-52-2500

滋賀県消費生活センター ☎0749-23-0999

役場夏季集中休暇のお知らせ

8月14日(月)、
15日(火)、16日(水)

夏季集中休暇の期間中は、必要最小限の職員で業務を行います。期間中は本庁舎の冷房運転および室内照明等の電力使用を節減します。ご理解をお願いします。

◆問い合わせ先◆

総務課 総務担当

☎0748-52-6500

町営バス運休のお知らせ

8月14日(月)、
15日(火)、16日(水)

町営バスは右記のお盆期間中、運休します。利用者の皆さんにはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

◆問い合わせ先◆

企画振興課 企画人権担当

☎0748-52-6500

集落環境点検

集落の課題等を抽出・整理し、
実施する対策を検討する

獣害対策は、野生獣の生態や防除対策の正しい知識をもって集落ぐるみで実施していくことが効果的です。今回は、集落ぐるみで取り組みを進める際に実施する「集落環境点検」についてご紹介します。

集落環境点検とは

野生獣が里に出没するようになった背景には、里山の環境や人間の生活様式の変化、個体数の増加、行動域の拡大、正しい知識に基づかない対策などが考えられ、その原因は地域によって様々です。

『集落環境点検』では、集落と関係機関が連携・協力して集落内を巡回し、集落内の被害状況や防護柵等の対策の実施状況、獣の足跡等を点検します。点検結果から、野生動物の出没原因を正しく認識して集落の課題等を整理・再認識し、地域の実情に応じた対策を選択・実施するために行うものです。



実施手順の例

① 点検前の打ち合わせ

集落役員と関係機関で点検ルートや次の点検項目などを確認します。

【点検項目】

- ・ 加害動物と行動状況（種類や規模、農地依存度など）
- ・ 加害の状況（被害品目など）
- ・ 集落環境の状況（誘引物、周辺林地、畦畔・法面の植生など）
- ・ 現在までの対策の状況（防護柵の設置状況、捕獲の状況など）
- ・ 守り手の状況（協力者、道具、資金など）

② 点検活動の実

施数班に分かれ、右記に記載した野生獣の移動経路・侵入経路等の点検項目などを野帳に記入していきます。



③ 被害マップの作成

各班で記録した情報や現在までの被害防止対策状況などについて地図上に書き込みます。

④ 被害防止対策の決定・対策の実施

被害マップをもとに集落の取り組むべき対策を決定します。決定後は計画に基づき対策を実施します。

対策の実施後は、定期的に点検を実施し、必要に応じて対策の改善を図ります。

町内では、昨年度、原、中在寺、上駒月、下駒月、上迫、下迫、深山口、別所、清田地区で集落環境点検が実施されました。獣害に強い集落ぐるみの対策を進めるため、集落環境点検を実施しましょう。

実施のご要望は、日野町有害鳥獣被害対策協議会までご連絡ください。



日野町
有害鳥獣被害対策
協議会とは

鳥獣による農林被害を食い止めるため、取組地域の代表、JA、森林組合、猟友会、農業共済組合、県、農業委員会、町で構成された組織です。野生鳥獣の捕獲や被害防除の対策についての助言や技術紹介、研修など、集落ぐるみの獣害対策を支援しています。*獣害対策アドバイザーが集落からの相談に応じています。
*滋賀県から認定を受けた者で、集落ぐるみの獣害対策について助言等を行います。

次回の獣害対策シリーズは、広報ひの11月号で『獣の生態について』を掲載します。